

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、周産期医療体制の不足を補完することで安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備するため、予算の範囲内において鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、市が実施する妊婦等包括相談支援事業で妊産婦等に行われる支援全般をいう。
- (2) 周産期母子医療センター 周産期（妊娠22週から生後1週間未満の期間）の母子を対象に、高度な医療を適切に供給する体制を整備している医療施設をいう。
- (3) 交通費 妊婦1人につき、当該妊婦の住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した往復分の費用をいう。
- (4) 宿泊費 当該妊婦が出産までの間、分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合における当該宿泊施設での宿泊に要した費用をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、既に他の市区町村から当該申請に係る助成金に相当する給付を受けた者を除く。

- (1) 助成金の申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている妊婦であること。
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健康診査及び分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね60

分以上の移動時間を要する者

(3) 伴走型相談支援を受けることに同意する者

(4) 助成対象者の要件の審査のため、市の関係部署及び他の地方公共団体に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対して受診内容等を照会することについて同意する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 妊婦健康診査にかかる分娩取扱施設への交通費 公共交通機関（タクシーを除く。）又は自家用車での移動手段により移動した場合は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例（平成18年鹿屋市条例第57号。以下「条例」という。）に準じて算出した額（公共交通機関の利用の場合は、実費を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とし、助成の回数は14回を上限とする。

(2) 出産時の入院にかかる分娩取扱施設への交通費及び宿泊費

ア 交通費 公共交通機関又は自家用車での移動手段により移動した場合は、条例に準じて算出した額（公共交通機関の利用の場合は、実費を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とする。

イ 宿泊費 実費額（条例に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額とし、助成の日数は14泊を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 「医学的な理由等」を認めると判断できる書類（母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、医師の診断書、診療情報提供書等）の写し

(2) 交通費又は宿泊費の領収書若しくは領収書に類する書類の写し（自家用車により移動した場合を除く。）

(3) 里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類（里帰りしている場合に限る。）

(4) 振込口座が確認できるものの写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付申請は、出産日以降から行うことができるものとし、申請期限は

出産日の翌日から起算して6か月経過する日の属する月の末日までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに申請することができなかった場合は、当該事情がやんだ日後6か月が経過する日までに申請することができる。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 助成金の交付は、前条の申請により指定された金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の交付決定をした後、振込不能等の事由により、助成金の支払を完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者による補正がされない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が第3条に規定する要件を満たす者でなかったことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により助成金を受けたと認めるときは、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

申請日 年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付申請書兼請求書

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金の交付を受けたいので、以下に記載された同意・誓約事項の全てを同意した上で、鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

1 助成金の申請者

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	
住 所	[連絡先]		
出 産 医療機関名		出産予定日 (出 産 日)	

2 助成金の申請内容

[申請理由] 医学的な理由等により、移動時間が住所地から概ね60分以上かかる周産期母子医療センターで妊婦健診及び分娩する必要があるため。

[助成金の申請額] 申請額合計 [] 円
(助成額は、鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱第4条により算出された額となります。)

申請 種別	妊 婦 健康診査	<input type="checkbox"/> 交通費用の助成	[] 回	[合計額] [] 円
	分 娩 時	<input type="checkbox"/> 交通費用の助成	1 回	[合計額] [] 円
		<input type="checkbox"/> 宿泊費用の助成	[] 泊	[合計額] [] 円
里帰り出産	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり [里帰り先住所] [] ([] 様方) [里帰り先の居住地から出産医療機関までの所要時間] おおむね [] 分			

3 振込先金融機関口座 (注 振込先の口座は、申請者名義の口座を記入すること。)

金融機関名		支 店 名	
種 目		口 座 番 号	
口座名義人	カタカナで記入		

4 同意・誓約事項について

- 以下の事項に全て同意します。

同意・誓約事項

- 伴走型相談支援を受けることに同意します。
- 他市区町村から当該申請に係る助成金に相当する交付を受けていません。
- 助成対象者の要件の審査のため、市の関係部署及び他の地方公共団体に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対して受診内容等を照会することについて同意します。
- この申請書は、市において交付決定した後に助成金の請求書として取り扱います。
- 市が交付決定をした後、振込不能等の事由により、助成金の支払を完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者による補正がされない場合は、本申請は取り下げられたものとみなすことに同意します。
- 助成金の交付後、申請者がその要件に該当しないことが判明したときは、助成金を返還します。

[添付書類]

- 1 「医学的な理由等」を認めると判断できる書類（母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、医師の診断書、診療情報提供書等）の写し
- 2 交通費又は宿泊費の領収書若しくは領収書に類する書類の写し
- 3 （里帰りしている場合）里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類
- 4 振込口座が確認できるものの写し

申請者氏名 ()

内訳書

1 申請内容の内訳 [妊婦健康診査時 交通費用分] 合計額A 円

実施日	移動手段	費用(円)	控除分	計(円)
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 _____ km) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円) <input type="checkbox"/> (片道 _____ 円)	(往路) _____ (復路) _____	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	_____

2 申請(請求)内容の内訳 [分娩時分]

(1) 分娩時の交通費用助成分

合計額B 円

実施日	移動手段	費用(円)	控除分	計(円)
	<input type="checkbox"/> 自家用車(片道 <u> </u> km) <input type="checkbox"/> バス (片道 <u> </u> 円) <input type="checkbox"/> フェリー(片道 <u> </u> 円) <input type="checkbox"/> タクシー(片道 <u> </u> 円) <input type="checkbox"/> (片道 <u> </u> 円) <input type="checkbox"/> (片道 <u> </u> 円)	(往路) <u> </u> (復路) <u> </u>	<input type="checkbox"/> 市条例上限額 <input type="checkbox"/> 2割 (0.8)	<u> </u>
移動区間	里帰り先 から (<input type="checkbox"/> 出産医療機関 <input type="checkbox"/> 宿泊先) まで <u> </u> km			
宿泊先 (移動区 間が宿泊 先の場合 のみ記載)	[名称]			
	[所在地]			

(2) 分娩時の宿泊費用助成分

合計額C 円

宿泊期間	1泊当たり費用(円)	控除分	計(円)
至 年 月 日 から 年 月 日 合計 <u> </u> 泊 (上限 14 泊)	1泊 <u> </u>	<input type="checkbox"/> 2,000 円	<u> </u>
[出産日] 年 月 日			
宿泊先	[名称]		
	[所在地]		

3 申請(請求)額 合計

- A 妊婦健康診査時 交通費用分 円
 B 分娩時 交通費用分 円
 C 分娩時 宿泊費用分 円

合計 (A + B + C)	 円
-------------------	---

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱による鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金について、下記のとおり交付決定（却下）したので通知します。

記

次の額を助成します。

交 付 決 定 額		円
内 訳	妊婦健康診査時 交 通 費 用 分	円（ 回分）
	分 娩 時 交 通 費 用 分	円
	分 娩 時 宿 泊 費 用 分	円（ 泊分）

支払予定日	年 月 日（予定）
-------	-----------

注 助成金は「鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付申請書兼請求書」で申請いただいた口座に振込みます。なお、交付決定をした後、振込不能等の事由により、助成金の支払を完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者による補正がされない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなします。

下記の理由により助成の該当はありませんでした。

[非該当の理由]